

令和7年度 札幌市立篠路西中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
札幌市立篠路西中学校

1 いじめ防止基本方針策定についての基本的な考え方

「いじめ」は、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そのような「いじめ」から一人でも多くの子どもたちを救うためには、子どもを取り巻く私たち大人一人一人が「いじめはどの子にも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえたうえで、「いじめは絶対に許されない」「いじめられた子どもたちを守り通す」との姿勢・意識を強く持たねばならない。従って、本校における基本方針も当然この考え方に基づいたものとなっている。

本校では、さらに次のことを念頭に置いて基本方針策定にあたった。1つは、**学校が子どもたちにとって安心安全に生活できる場所でなければならないこと**。2つ目に、**子どもたちの状況や学校の方策等の情報を、保護者や地域に積極的に公開し、理解と協力を得なければならないこと**。この点を再確認し策定された「いじめ防止基本方針」が、子どもたちの生命や人権を守る「道しるべ」として実効あるものとなり、信頼される学校づくりへと導いてくれるものになると考える。

なお、ここ数年、市内において特に夏季休業中、2学期はじめに命に関わる事故が発生している。子どもたちの気持ちちが不安定になりがちであるこの時期を、どのようにしたら事故を未然に防止することができるのか、その方策もここに盛り込みたい。

2 校区を取り巻く地域について

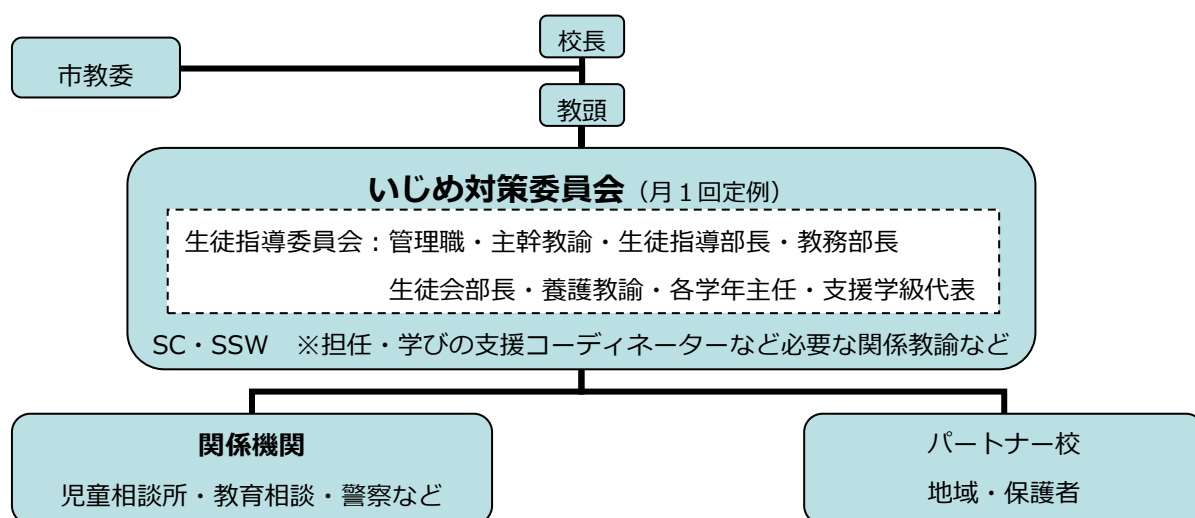
住宅街が広がる篠路地区には、50近くの町内会・自治会、連合町内会、各種の団体が組織されており、地域の環境美化、交通安全推進、伝統文化の保存活動、そして子どもの見守り活動など、住みよいまちづくりを目指す活動がさかに行われている。生徒会活動や部活動が地域行事に参加したり、本校教員が地域巡回活動へ協力したりしている。

3 学校と生徒の様子

本年度当初の生徒数は419名、全校の学級数は特別支援学級を含めて15学級である。

本校の生徒は、明るく素直で、仕事や作業を頼むと嫌な顔をせず引き受けてくれる優しさや人なつっこさがある。主に2校の小学校から本校に入学してくる。概ね篠路西小学校から8割、茨戸小学校から2割位の比率である。

4 いじめ防止対策組織



- (1) 「いじめ対策委員会」を定例で開催する。
- (2) 組織の中心は「生徒指導委員会」のメンバーとする。委員会の開催は、管理職と協議し生徒指導部長が主催する。管理職がいなくても定例で行うこととする。また、状況に応じて、学級担任や相談支援 P T、学びの支援コーディネーターなどの出席を要請する。
- (3) 「いじめ対策委員会」の検討・確認事項は主に、下記 4 点する。

- ①未然防止の施策について
- ②いじめに関わる調査の在り方について
- ③学校側で掌握した、いじめの対応策について（対応後の開催もあり得る）
- ④その他 緊急時の対応

5 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) 未然防止

- ①学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」の位置づけ
- ②道徳教育の充実
 - ・生命尊重・思いやり、個性の尊重寛容の精神を重視
- ③「学び合い」を重視した授業の推進
 - ・少人数グループ、集団学習での学び合いを適時取り入れる
- ④学校行事、学級活動における「認め合える場」の設定と生徒相互、担任等からの適切な評価
- ⑤職員会議・生徒指導研修会・学年会・校内学びの支援委員会等による生徒理解と情報の共有
- ⑥「子どもの命を見つめ直す月間（8月末～9月）」の取り組みの具体案策定
 - ・夏季休業明けすぐにアンケートを実施→必要な生徒と面談
 - ・「生命尊重」等を主題とした道徳の実施
- ⑦生徒会を中心とした生徒主体の活動
 - ・「～宣言」づくり ・標語キャンペーン等 → 公募、掲示（廊下・教室）
 - ・上記を「子どもの命を見つめ直す月間（8月末～9月）」に実施するのも有効か。
- ⑧生徒（保護者）対象、講演会の企画
 - ・命の大切さや情報モラルを題材とした講演
- ⑨ S C との連携
 - ・悩みに対する対処方法等の授業等
- ⑩教職員がゲートキーパーとしての素養を身に付けるための研修の充実
 - ・教育センターにおける研修 ・校内研修
- ⑪生徒理解のためのアンケート・調査の実施（Q－Uなど）
- ⑫保護者・地域への「いじめ防止基本方針」への理解と協力を得るための活動
 - ・いじめ防止基本方針各種 P T A 集会・青少年健全育成会・学校だより

(2) 早期発見

- ①「悩みやいじめに関するアンケート」の実施
 - ・年 2 回… 5 月または 6 月（学校独自） 1 1 月（全市調査）
- ②夏季休業前後のアンケート、心の状態観察アプリの活用
 - ・不安感を抱く生徒の状況把握と対応を図る
- ③教育相談週間の重視（年 2 回 5 月または 6 月、1 1 月）
- ④情報共有の迅速化（特に E G N への情報掲載）
- ⑤ S C、相談支援 P T、養護教諭との連携
 - ＊毎週火曜日（S C 勤務日）朝の打ち合わせ…教頭司会、コーディネーター同席
- ⑥ネットによるいじめ発見のためのネットパトロールの活用

(3) いじめへの対応

- ★鉄則！ 「その場での指導」と「迅速、組織的な対応」
- 【迅速、組織的な対応】

- ①発見者、認知者は最低３名（担任や学年主任、生徒指導部長、教頭）に事実を報告
 - ②報告を受けた者は、内容を相互に確認し合い、対応策を検討（教頭は随時、校長に報告）
 - * 対応策検討の（通常の）メンバーは担任、学年主任、生徒指導部長、教頭
 - ③関係生徒からの聴取と指導
 - * できる限り複数教師で対応 ・ 緊急性の有無（授業中、休み時間、放課後、後日）
 - * 被害生徒…身の安全の確保 ・ 加害生徒…背景にある要因への理解
 - ④聴取・指導内容と対応策の再確認、保護者対応検討
 - ⑤保護者への報告
 - * できる限り家庭訪問、来校依頼（複数対応）
 - * 報告内容の検討
 - ・ 事実を伝える（教師が見聞きした事実、関係生徒から聴取した内容）
 - ・ 根拠のない推測や憶測はＮＧ
 - ・ 善後策を提示し、要望を傾聴しながら理解を得る。
 - ⑥全教職員への周知
 - * ＥＧＮへの記載と詳細の記録
 - ・ 学級内ならば担任 ・ 学年内ならば学年主任 ・ 学年間や重大事態ならば生徒指導部長
- ※「いじめ対策委員会」で対応の確認は、随時行う。

【対応後の取り組み】

- ①関係生徒の観察とフォロー
 - ②保護者への報告（再発防止に念頭を置きながら）
 - ③全教職員への報告
- ★重大事態のいじめ事案については、いじめ対策委員会対応（対応後も開催し、終結まで確認する）

（４）※緊急対応（コロナウイルスなど）感染予防にかかわっての対応

- ①感染症を防ぐための、正しい衛生行動の指導・徹底
 - 「手洗い」「咳エチケット」「人込みを避ける」
 - 併せて従来とは異なる行動 → 他の生徒との間の「物」の貸し借りなど
- ②感染症に振り回されないための正しい情報収集と行動の徹底
- ③感染症にかかわる偏見や差別の根絶
 - ・ 「確かな情報」の取得
 - ・ 差別的な発言に同調しない
 - ・ 偏見・差別の根絶
 - ・ 感染防止予防に従事している方またはその家族に対応している方へのねぎらい、敬意

差別の木を育てない

（不安・恐れ正しい解消・冷静な対応・思いやりのある心の育成）

6 いじめ防止等に関する取り組みの年間計画

月	生徒指導委員会等	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携
4	* 「学校いじめ防止基本方針」「学校安全計画」の確認 * 生徒指導研修会 ※いじめ対策委員会	* ＳＣ・相談支援ＰＴの生徒・保護者への周知 * 校内学びの支援委員会		* ＰＴＡ総会や学校だより、学校ＨＰによる「学校いじめ防止基本方針」の周知・公開
5	※いじめ対策委員会	* 生徒総会でいじめへの方策提言	* 悩みやいじめに関するアンケート実施	

		* 道徳年間計画確認 (校内研修会)	* 教育相談週間	
6	※いじめ対策委員会	* Q-U調査		* 青少年健全育成推進 会
7	* 「子どもの命を見つめ 直す月間」の具体案 策 定 ※いじめ対策委員会		* 夏季休業前 アンケ ート実施	* 期末懇談
8	※いじめ対策委員会	* 「子どもの命を見 つめ直す月間」	* 夏季休業後 アンケ ート実施	
9	※いじめ対策委員会	* 「子どもの命を見 つめ直す月間」		
10	※いじめ対策委員会			
11	* 生徒指導研修会 ※いじめ対策委員会	* 生徒を対象とした 講演会 (予定)	* 悩みやいじめに関 するアンケート実施 * 教育相談週間	
12	※いじめ対策委員会			* 学校評価アンケート 実施 (保護者・生 徒) * 期末懇談
1	* 一年間の取り組み反省 ※いじめ対策委員会			
2	* 反省職員会議 ※いじめ対策委員会			* 学校関係者評価実施
3	※いじめ対策委員会	* 新入生に関する情 報交流 (小学校と)		* 学校関係者評価検証 * アンケート集計と検 証結果の公表
通 年	* 職員会議による情報交 流 ※いじめ対策委員会	* 集会や学校学年便 りによるいじめ防 止 啓発 * 道徳教育の充実 * 「学び合い」を重 視した授業 * 学校行事における 「認め合える場」の 設定	* SCによる面談 * SC勤務日の打ち合 わせ * ネットパトロール (市教委)	* SCからの便り

7 PDCAサイクル (P : 計画 D : 実行 C : 点検 A : 修正) に基づいた見直しについて

11月に実施する「悩みやいじめに関するアンケート」と保護者・生徒からの学校評価アンケートの結果 (数値) の分析および発生した事例対応等を振り返り、生徒指導委員会を中心に検討し、随時計画を修正し、次年度の計画に反映させていく。